



半世紀前の岡山県ニュースを今に



山陽映画社が岡山県の依頼を受けて制作した「岡山県ニュース」というシリーズがあります。1958年昭和33年から岡山県下の映画館で上映されていたもので、1本の長さは40秒から3分程度。行政から農業、生活まで様々なジャンルでその時その時の出来事や風物を織り込んで作られています。

この素材を管理する岡山県生涯学習センターから、この「岡山県ニュース」の映像をホームページにアップするのを機会に、PRを兼ねてテレビで紹介して欲しいと山陽映画社を通じて山陽放送に依頼がありました。これを受けて報道部では辻アナウンサーをナビゲーター役に立て、毎週金曜日のイブニングニュース内で、「辻文香のタイムスリップ」と題してフィルム時代の現代とを比較するコーナーを4月からスタートさせました。

半世紀前の映像には、塩田やタイプライターなど今は無い風物が続々と登場します。それにセンターで保存している映像を追加したりフリップを使ったりして解説を加え放送しています。

今はうっそうと繁る岡山県総合運動公園の森が、わずか50年前には更地であったという風景に接することは20代半ばのナビゲーター辻にとっても貴重な経験のようで、普段あまり意識しない時の流れを改めて感じる機会ともなっています。

著作権 知識

「許される複製とその限界」



著作者の権利を保護するための著作権法ですが、この法律の中には、著作物の複製を他人が行うことを認める条項があります。その中から我々に関係のあるものを取り出してみましょう。

私的利用のための複製（第三十条）：テレビ番組を後で見るために家庭のビデオデッキに録画しておく場合などです。但し、そのテープを会社の会議などで、放送局に無断で上映してみせる事は禁じられています。私的利用を外れている為です。また、コピーガードが施されているDVDは、制作者が複製を拒否しているとみなし、このガードを回避してコピーすると著作権侵害となります。

学校・図書館関係での複製（第三十一条～三十五条）：公衆の利用に供することを目的とした図書館の視聴覚コーナーなどでは、放送された番組の部分を、一人一部を限度に提供することが出来ます。ただし、提供した事を著作者に通知すると共に文化庁長官の定める額を著作者に支払わなければなりません。また、学校などで授業を目的とする場合、放送された番組の必要部分を無断でコピーすることが出来ます。ただし、用途やコピーの数に照らして著作者の不利益となる場合はこの限りではありません。

引用としての複製（第32条）：放送された番組は、必要性があれば、報道、批評などで利用することが出来ます。ただし、引用であることと出典を明示する必要があります。また、引用部分がかなりのウェイトを占め、どちらが主かわからない場合は引用とはみなされません。著作権の侵害になります。

進むフィルムの崩壊

先日起こし直しを依頼されたニュースフィルムの缶を開けてびっくり。わずか5年前普通にテレシネに掛かっていた16ミリフィルムが激しく劣化していて、テレシネに掛ける事はおろか、リールから取り出す事すら出来なくなっていました。

原因は現像処理の段階できちんと水洗処理が行われていなかった為です。放送時刻に迫られてこの処理がいい加減になってしまう事は当時よくありました。そのツケが今こうした形で現れているわけです。一日も早いデジタル処理を行いたいところですが予算には限界があり、崩壊してライブラリーの項目から消えていくフィルム映像がかなり出そうです。

